

# 入札説明書

調達内容等件名 広島国際会議場及び広島平和記念資料館本館で使用する電気

公 告 日 令和5年1月10日

上記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

公益財団法人広島平和文化センター

～項目及び構成～

- 1 契約者
- 2 契約担当課
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 仕様書に対する質問
- 10 入札書等
- 11 入札及び開札
- 12 その他  
    契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 平成27年度時間最大使用電力日における負荷曲線  
別紙2 平成28年度時間最大使用電力日における負荷曲線  
別紙3 平成31年度時間最大使用電力日における負荷曲線  
別紙4 使用予定電力量及び実績  
別紙5 日別・時間別使用電力量の実績

- 別 添 一般競争入札参加資格確認申請書  
入札書（指定様式）  
入札附属書  
委任状  
仕様書に関する質問書（指定様式）

## 1 契約者

公益財団法人広島平和文化センター

## 2 契約担当課

〒730-0811

広島市中区中島町1番5号 広島国際会議場 地下1階

公益財団法人広島平和文化センター 総務部施設課

電話 082-241-5248 (直通)

## 3 調達内容

### (1) 調達サービス及び数量

広島国際会議場及び広島平和記念資料館本館で使用する電気

予定使用電力量 2,519,388 kWh (1年間)

### (2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に準ずる長期継続契約)

### (4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(1年間)

### (5) 履行場所

広島国際会議場

広島市中区中島町1番5号

## 4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たす者。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

(3) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

(4) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

## 5 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、公益財団法人広島平和文化センター(以下「当財団」という。)から一般競争入札参加資格申請書に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、当財団ホームページ(<https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/>)のトップページの「入札・公募情報」から、該当の入札案件を選択した上、ダウンロードできる。

#### ア 交付期間

入札公告の日から令和5年1月20日(金)まで。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出期間

前記5(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2(契約担当課)に同じ。

ウ 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便に限る。)又は持参とする。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

前記2(契約担当課)に同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

当財団ホームページからダウンロードできる。

9 仕様書に対する質問

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり、書面(指定様式)により提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、当財団のホームページからダウンロードできる。

ア 提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月18日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所及び問合せ先

前記2(契約担当課)に同じ。

ウ 提出方法

質問書は、郵送(配達証明付書留郵便に限る。)又は持参とする。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日(その日が休日に当たるときは、その直後の平日)以後において、当財団のホームページからダウンロードできる。

10 入札書等

(1) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書は、当財団所定の用紙によること。

イ 入札書(指定様式)の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和5年1月24日」

- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額
- (オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）
- (カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）
- (キ) 割引料金（月額。ただし、割引料金が月ごとに変動する場合は、『別紙入札附属書のとおり』と記入し、入札附属書に金額及び積算方法を記載すること。）
- (ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たっては、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称、代表者職氏名）」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 入札金額の訂正は認めない。
- 3 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定額の110分の100に相当する金額を記載すること。

#### ウ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並び、に割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

**なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。**

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和5年1月24日」
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 各年度の基本料金合計、電力量料金合計、割引料金合計、予定総額
- (ケ) 1年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（予定総額）

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び1年間の予定額に1円未満の端数

があるときには、その端数を切り捨てた金額を記入すること。

3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(2) 入札書及び入札付属書の提出方法等

ア 持参する場合

後記11(1)に持参すること。

イ 郵送する場合

(ア) 配達証明付書留郵便とし、令和5年1月23日(月)午後5時までに必着させること。

(イ) 入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札付属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れてシールなどを付して封字して封印し、その封皮には入札者の商号(名称)を記載し、「令和5年1月24日開札の入札書第何回目在中」と朱書きすること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和5年1月24日開札(広島国際会議場及び広島平和記念資料館本館で使用する電気)の入札書在中」と朱書きし、親展により前記2(契約担当課)あて、入札書の提出期限(前記(ア))までに必着させなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(ウ) 入札書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(3) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件に係る入札公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札決定までの間に前記4(4)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市契約規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を入札時までに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 入札回数

3回を限度とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動等をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(7) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(8) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金及び電力量料金の単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。

(9) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札額に含まないものとして入札すること。

## 11 入札及び開札

### (1) 日時及び場所

令和5年1月24日（火） 午前10時30分

広島国際会議場 3階 研修室（3）

### (2) 入札及び開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うことができる（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）。

なお、立ち会うことができない場合は、開札日時までに前記2の契約担当課に連絡すること。

また、入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場所から退場することができない。

エ 開札をした場合において、各者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると当財団が判断した入札者であって、広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじを引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

## 12 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

免除（広島市契約規則第10条第3号、第31条第7号）

### (2) 契約手続における交渉の有無

無

### (3) 契約書の作成等

ア 契約締結日は、落札決定の日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）とする。

イ 契約書は2通作成し、当財団及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

ウ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消されることがある。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（最高支払予定額（各年度の支払予定額のうち最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額）の100分の5）を支払うものとする。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は当財団が交付する。

オ 本契約は、当財団が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

(4) 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり。

(5) 特約事項

本件調達は、地方自治法第234条の3を準用し締結する長期継続契約である。次年度以降の収支予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、当財団は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。